

19

REEL No. 1-0219

0445

大正十五年八月十九日 起草
 大正 年 月 日 決裁 (綴込名) 講演関係

情報部次長 第二課長 起草

講習會の講師派遣ノ件

八月十八日警視總監官房外事係長 阪下敬吾

部來省來ハ九月 日ヨリ十月末日迄 巨リ警視

廳ニ於テ同廳職員ノ為メ講習會ヲ開催

ノ趣ヲ以テ外事係長講習會ニ關シ本省ヨリ

外務省

乙 號 用 紙 (園 納)

及
 事
 出
 出

大正十五年八月十九日起草 大正 年 月 日 決裁 (綴込名) 講演関係		警視廳警部 阪下 徳道 講習會講師派遣		警視廳警視 數 藤 鐵 臣 警視廳警視 數 藤 鐵 臣 警視廳警視 數 藤 鐵 臣	
第二課長 起草		講習會講師派遣ノ件		警視廳總監官房外事係長 阪下 敬堂	
同僚職員ノ為メ講習會開催		同僚職員ノ為メ講習會開催		同僚職員ノ為メ講習會開催	
外務省		外務省		外務省	

講師派遣方依頼アリタリ。参考事項左ノ

通。

一、日時。九月一日ヨリ廿日未日迄ノ間ニ於テ本省、

都合ニ依リ日時ヲ指定ス。講習時間ハ午前

八時ヨリ午後四時迄ノ間。

一、場所。警視廳内(練習室)

一、層分。警視廳管下高等警察第二從事

ニ巡査部長等六十三名。

一、講習科目

(一) 露米事情 十五時間

(二) 支那事情 十五時間

(三) 外人ノ性格慣習及

社交心得(鷹橋心得)八時間

計三十八時間。

0445

REEL No. 1-0219

再再回	次官	歐米局長	人事課長						
外務省	請即派遣之	今般等視廳より別紙一通、海官に	海師派遣件	警視廳官下職員海官に	情報部長	第二課長	大正十三年八月二十五日	高裁案	(乙 號用紙) 國精

外務省

外務省

(乙 號用紙) 國精

(乙 號用紙) 國精

派遣せり。

露子事務

島田 録事

支那事務

森島 事務官

外務省風俗習慣

須藤 事務官

一、尚有講習會より外務省以外参考課本部及

司法省側より元講師派遣一案。

一、昨年度同講習會より本省より元講師

講明時局綜
 小ノミハ既ニ發
 秋廣側ニ内報
 之思ヘリ。

六甲出、通、三十八日、全部、講習
 二、心、三、七、有、事務、都、今、毛、り、如
 河、カ、ト、思、考、セ、る、一、付、左、記、通、七
 有、リ、講、師、作、道、ス、一、付、一、海、江
 大、仰、高、哉

記

一、雲、玉、子、氏 四、日、召 龜、山、事、務、友

歐、東、馬、才、一、課

外務省

(乙號用紙) 國精

二、支、那、事、務、性 四、日、召 栗、原、事、務、友
 三、外、交、人、性、格、情、智、及、社、交、ノ
 心得 (志、持、心、得)

桂、野、部、才、一、課

(乙號用紙) 國精

三、日、召 武、三、條、事、務、友

日、割、ハ、七、有、一、都、今、ニ、信、リ、通、事、決、定
 致、ス、ト

外務省

警規通第五五號

大正十五年九月三日

警視廳警務部長

警視廳警察練習所長

長田 乃
要人

外務省情報部長 殿

高等練習講師囑託ニ関スル件

來ル九月七日ヨリ十一月七日迄ノ予定ヲ以テ當廳

第五期高等練習開始致候ニ就テハ別表時間割ニ

據リ貴廳勤務員栗原事務官尾山事務官武藤事務官ニ

外國事情ノ講義擔當方囑託致度候

條可然御配慮相煩度及照會候也

政治秘密結社	参考謀 本歩兵中佐	山脇正隆
外国情報採取法	全歩兵少佐	河辺正三
外国人犯罪取扱	検事	平田 勲
支那	外務事務官	栗原作次郎
外国事情・露国	全	亀山一二
外国人取締	全	武藤義雄
高等警察一般	内務属	荒子之太郎
思想問題	警視	数藤鉄臣
労働争議調停法	全	小菅芳次
全	事務官	森元警部

講師並擔當科目表

12	11	10	9	8	7	6	
19	18	17	16	15	14	13	
25	24	23	22	21	20		
土	金	木	水	火	月	曜	時
治安警察法	行政執行法	警察(欧米)	社会主義者 犯罪取締	警察取締 高等一	警察取締 事務支那	外事警察 至全九時	自午前八時 至全九時
選挙法	朝鮮人視 察取締	地理	選挙法	労働運動 取締取締	思想問題 全除	至全十時	自午前九時 至全十時
労働問題 実際	外事警察 事務(露)	社会問題 全上	労働問題 実際	地理	全上	至全十一時	自午前十時 至全十一時
公庭警察	内務問題	全上	外事警察 事務(露)	累々行為 取締	内務問題	至全十二時	自午前十一時 至全十二時
	治安警察 法	治安警察 法	出版警察 法	外国人 取締	労働争議 調停法	至全二時	自午前二時 至全二時
	外国人取締 法	外国人取締 法	政治事情 全上	思想問題 全上	外国情報 採取法	至全三時	自午前二時 至全三時
	全上	全上	全上	全上	全上	至全四時	自午前三時 至全四時

時間割

(自九月七日
至十月二日)

△印八十月二日以降モ不変
他八變更ノ予定

10 16 } 14 }
23 } 21 }

思想問題實際
 社會問題
 暴力行為等ニスル法律
 外事警察法
 外国人ノ視察取締
 政黨事情
 労働問題實際
 内鮮問題
 出版警察
 社会主義者ノ視察取締
 労働運動者ノ視察取締
 治安維持法
 朝鮮人ノ視察取締
 治安警察法
 行政執行法
 選挙法
 外事警察
 露國
 支那
 政米
 庶務
 外國地理
 視察取締(高等)

西中岡特高係長
 全
 岩藤庶務課長
 坂下外事係長
 全
 渡部高等係長
 浦川労働係長
 石井内鮮係長
 橋檢閱係長
 鈴木警部
 毛利警部
 全
 榎本警部
 浅沼警部
 竹岡警部
 加藤警部
 對島警部
 中安警部
 甲斐警部
 伊能警部
 小津警部補
 以上

情報部次長

大正拾五年九月八日 第二課長

(乙 號用紙) 國精

敬言視廳主催敬言案講習會ニ

講師派遣方ノ件

次官

歐米局長

人政課長

○ 署ニ市高裁ヲ得タル事件講習會講師
派遣方ニ關シ今般敬言視廳ヨリ更ニ時向割
ニワキ別紙ノ通り申越シタルニワキ左記ノ通
リ日取ヲ決定シ先方ニ對シ確答ヲ爲シタ
シ

外務省

(乙 號用紙) 國精

記

栗原事務官(情一) 九月十四日(火) 至 白午六時 四時

奥山事務官(歐一) 九月十六日(木) 至 白午六時 四時

武藤事務官(人事) 九月十日(金) 至 白午六時 一時

外務省